

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 8 第 2 号	受理年月日	令和 8 年 1 月 2 9 日
件 名	道路緊急ダイアルの対応を行って頂くことについての陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>昨年より、当家の前の 6 メートル道路（すずめのお宿公園南側区道）の公園側歩道の白線上に立っているラバーポールの立て方は国土交通省管轄の道路構造令の建築限界に違反するため速やかに撤去して欲しい旨の要望を目黒区に伝えていたところ、目黒区の主張はこれは法令違反ではないということであったが、その根拠が不明なために、昨年 1 0 月に陳情を提出したところ、令和 7 年 1 1 月 2 7 日の都市環境委員会でご回答頂いた。</p> <p>土木管理課長は「道路構造令の規定をどのように適用するか判断については道路管理者に任されているので、市区町村で道路構造令とは異なったルールを決めて柔軟に運用していい。」このため法令違反でないということを述べ、その根拠に「道路構造令の趣旨と弾力的運用について」という資料を示された。</p> <p>しかし、この資料を読んでみるとそこに書かれているのは土木管理課長が口頭での説明された内容と違って「道路構造令には、その中にはすでに柔軟規定が盛り込まれているのでそれを利用して工夫して柔軟に運用するように」ということであってあくまで「法律の範囲内で」ということであり、道路管理者が勝手にルールを決めていいという内容ではないと私は考えた。</p> <p>この目黒区の主張と私の見解の違いについて、都市環境委員会でのやり取りを詳細を説明して国土交通省に問い合わせた。</p> <p>国土交通省の回答は、この資料に書かれているのは、道路構造令には、その中にはすでに柔軟規定が盛り込まれているのでそれを利用して工夫して柔軟に運用するようにということであって当然「法律の範囲内で」ということであり、道路管理者が勝手にルールを決めていいという内容ではない。</p> <p>そもそも、たとえ官僚であっても一公務員なので国土交通省の職員が「国の法律と違うことをやっていいという内容の通達や見解を出すことはないので、文章を読むまでもない。」ということであった。</p> <p>国土交通省のホームページで公表されている「道路構造令について～道路構造令の概要～」118 ページの資料にすべて書かれているとのことだった。</p> <p>国土交通省の担当者から、今回のケースは道路構造令の建築限界の規定に違反した状況ではあるが、国土交通省が直接指導する立場にはないため、国土交通省が運営する道路緊急ダイアルに私の方から通報してみて下さい、目黒区は対応しなければならないと思いますとアドバイスされたため道路緊急ダイアルに通報した。</p> <p>しかし、今現在目黒区は対応してくれていない。</p> <p>目黒区の言い分を都市環境委員会場で正式に確認し、その内容を国土交通省に詳細を述べて確認した上での国土交通省からの道路緊急ダイアルに電話して対応してもらおうよという指示をもらったうえでの通報なので、速やかに対処し</p>			

て欲しい。

今回の都市環境委員会でのやり取りは、大変疑問があり、そもそも、法令違反かどうか問われている本人からは法令違反ではないという説明がなされて当然なので、法令違反かどうかは、委員の方が法律の条文等に当たって調べるか区の顧問弁護士の客観的意見を複数聞いた上で判断されるべきである。

又、「歩車共存道路は対象ではない。」という回答がされていたが前述の国土交通省がホームページで公表している資料「道路構造令について～道路構造令の概要～」P71で路肩を設けない道路の場合の事例がこの法律の対象として記載されていて、歩車共存道路は対象ではないというのは明らかに間違った答弁である。

区民の税金を使って運営されている委員会なので、もう少し正確に議論して欲しい。

#### 【陳情事項】

- 1 当家の前の6メートル道路（すずめのお宿公園南側区道）の公園側歩道の白線上に立っているラバーポールについて目黒区の言い分を都市環境委員会の場で正式に確認した上で、その内容を国土交通省に詳細を述べて確認した上で国土交通省からの道路緊急ダイヤルに電話して対応してもらおうという回答をもらって道路緊急ダイヤルに通報したため、速やかに対処してください。
- 2 区内の他所でも法令違反の状況となっている可能性があるため、国土交通省のホームページで公表されている「道路構造令について～道路構造令の概要～」を熟読の上、道路構造令違反となっている箇所がないか確認してください。
- 3 今後、法令違反かどうかとの疑念が生じた場合は、法令違反かどうか問われている本人からは法令違反ではないという説明がなされて当然なので、法令違反かどうかは、委員の方が法律の条文等に当たって調べるか区の顧問弁護士の客観的意見を複数聞いた上で判断してください。